

白馬村空き家・空き地バンク制度実施要綱

令和6年7月16日
白馬村告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、白馬村における空き家及び空き地の有効活用を通じて、移住・定住・関係人口の拡大と促進、住民が安心・安全に暮らせる生活環境の保全及び地域づくり活動の活性化を図るため、空き家・空き地バンク制度を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人又は法人が所有し、現に活用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）村内に存在する主に居住を目的に建築された建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による賃貸、売買等を目的とするものを除く。
- (2) 空き地 個人又は法人が所有し、現に活用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）村内に存在する宅地及び雑種地等をいう。ただし、民間事業者による賃貸、売買等を目的とするものを除く。
- (3) 所有者等 空き家及び空き地について、所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 媒介者 空き家・空き地バンクに係る媒介等の業務について、白馬村との間で協定書を締結した団体に加入する者をいう。
- (5) 空き家・空き地バンク 所有者等から申込みを受けて登録した空き家及び空き地の情報を、村内への定住又は定期的に滞在することを目的として、空き家及び空き地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対して提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家及び空き地の取引を妨げるものではない。

(登録の申込等)

第4条 空き家及び空き地の情報を登録したい所有者等は、白馬村空き家・空き地バンク登録申込書（様式第1号）に白馬村空き家・空き地バンク登録カード（空き家用）（様式第2号の1）又は白馬村空き家・空き地バンク登録カード（空き地用）（様式第2号の2。以下「登録カード」という。）を添えて村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適当であると認めたときは、白馬村空き家・空き地バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録し、当該申込者に通知するものとする。

（物件情報の公表）

第5条 村長は、前条の規定により登録したときは、空き家及び空き地を紹介するインターネットサイトへの掲載、閲覧その他の方法により、空き家及び空き地に関する情報を公表するものとする。

（登録事項の変更）

第6条 第4条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、白馬村空き家・空き地バンク登録事項変更届（様式第3号）に変更した登録カードを添付し、速やかにその変更内容を村長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件を登録台帳から抹消し、登録者に通知するものとする。

- (1) 登録者から白馬村空き家・空き地バンク登録抹消届出書（様式第4号）の提出があったとき。
- (2) 登録物件の所有権その他の権利に異動により登録抹消の必要があるとき。
- (3) 登録から2年を経過したとき。ただし、再登録は妨げない。
- (4) その他村長が適当でないと認めたとき

（空き家・空き地バンク利用の要件）

第8条 利用希望者は、空き家又は空き地に建築する住宅に定住して、白馬村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活するよう努めるものとする。

2 白馬村暴力団排除条例（平成23年白馬村条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2条第2号に規定する暴力団員であると認められるものは、所有者等又は利用希望者として申込みをすることができない。

（利用の申込及び通知）

第9条 利用希望者は、空き家・空き地バンクを利用しようとするときは、白馬村空き家・空き地バンク利用申込書（様式第5号）を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の規定による提出があった場合は、利用希望者に係る情報（以下「利用登録者情報」という。）を白馬村空き家・空き地バンク利用登録簿に登録し、当該申込みをした者に通知するものとする。

（利用登録者情報の提供）

第10条 村長は、前条第2項の登録があったときは、当該空き家及び空き地の登録者又は媒介者へ利用登録者情報を通知するものとする。

2 登録者又は媒介者は、交渉等の結果について遅滞なく村長にその内容を報告しなければならない。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第11条 村長は、登録者と利用希望者との空き家及び空き地に関する交渉、売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。また、本制度の利用に係る登録者と利用希望者の間の紛争等について、村長は一切関知しない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に村長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

白馬村長 宛

申込者 住 所
氏 名
電話番号

白馬村空き家・空き地バンク登録申込書

白馬村空き家・空き地バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり空き家・空き地バンク登録台帳への登録を申し込みます。

- 1 契約交渉については、次のことを承諾します。

※□にレ印を記入してください。

- ☐ 交渉及び契約に関わるすべてについて、白馬村が協定を締結した白馬村空き家・空き地バンク制度バンク会に加入する者に依頼し、あわせて、当該会員の媒介担当者へ情報提供すること。

- 2 登録内容は、別紙白馬村空き家・空き地バンク登録カード（様式第 2 号の 1 又は様式第 2 号の 2）に記載したとおりです。

- 3 添付書類

- (1) 土地全部事項証明書
- (2) 建物全部事項証明書
- (3) 建物図面・各階平面図
- (4) 公図
- (5) 地積測量図
- (6) 写真（建物外観、建物内部、外構）
- (7) 委任状（任意様式）※所有者と申込者が違う場合、相続人が申込者で、相続人が複数いる場合に必要になります

(注意事項)

- 1 登録にあたり、空き家及び空き地を確認させていただきます。また、空き家及び空き地が売却又は賃貸するに適當でないと認めた場合には、登録できない場合があります。
- 2 白馬村では、空き家及び空き地の情報の提供や必要な連絡調整等を行います。が、空き家及び空き地の売買・賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介は行いません。なお、契約が成立した場合は、媒介業者に対して、宅地建物取引業法に基づく報酬が必要となります。

(様式第2号の1) (第4条関係)

白馬村空き家・空き地バンク登録カード（空き家用）		1	登録番号	※太枠内の該当する□欄にチェック及び文字・数字等をご記入ください。					
物件所在地		白馬村 番地							
希望種別		☐ 売却	希望価格	万円	☐ 賃貸	希望賃貸料	円／月		
物件の概要	建築年	年		増改築年	年		補修の要否		
	土地面積	㎡		建物の構造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート ☐ その他				
		坪							
	建物の床面積	1階	㎡		☐ 平屋建 ☐ 2階建 ☐ その他（ ）	補修の費用負担	☐ 所有者の負担 ☐ 入居者の負担 ☐ その他（ ）		
		2階	㎡						
	間取り	1階	☐ 洋室（ ）畳、（ ）畳、（ ）畳、（ ）畳 / ☐ 和室（ ）畳、（ ）畳、（ ）畳、（ ）畳 ☐ 台所 ☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ 納戸 ☐ その他（ ）						
			2階	☐ 洋室（ ）畳、（ ）畳、（ ）畳、（ ）畳 / ☐ 和室（ ）畳、（ ）畳、（ ）畳、（ ）畳 ☐ 台所 ☐ トイレ ☐ 風呂 ☐ 納戸 ☐ その他（ ）					
		設備の状況		電気	☐ 引き込み済み ☐ その他（ ）			ガス	☐ プロパン ☐ その他（ ）
			水道	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ その他（ ）			下水道	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ 汲み取り	
	トイレ		☐ 水洗 ☐ 簡易水洗 ☐ 非水洗			風呂	☐ 灯油 ☐ ガス ☐ 電気（貯湯式）		
☐ 洋式 ☐ 和式 ☐ その他（ ）			外物置	☐ 有 ☐ 無					
駐車場	☐ 屋根有 ☐ 屋根無		台分	庭	☐ 有（ 坪程度） ☐ 無				
菜園	☐ 有（ 坪程度） ☐ 無			庭木等	☐ 有（ 本程度） ☐ 無				
利用状況	☐ 空き家（ 年頃から） ☐ 別荘 ☐ 借家 ☐ 倉庫 ☐ その他（ ）								
※特記事項	☐ 相手方への要望（草木の伐採、自治会加入など） ☐ 賃貸物件の場合（ペット飼育の許可、犬・猫・魚等ペットの種類、飼育方法（室内・屋外）など）								

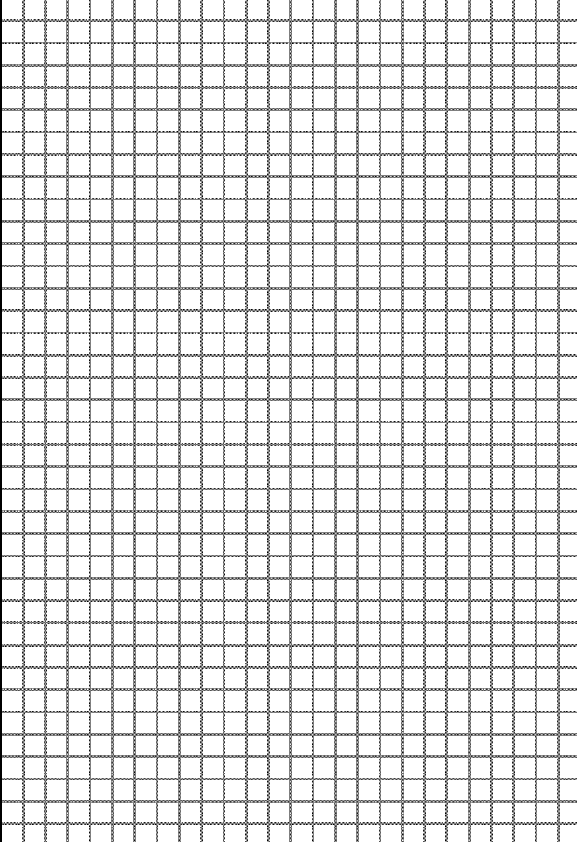
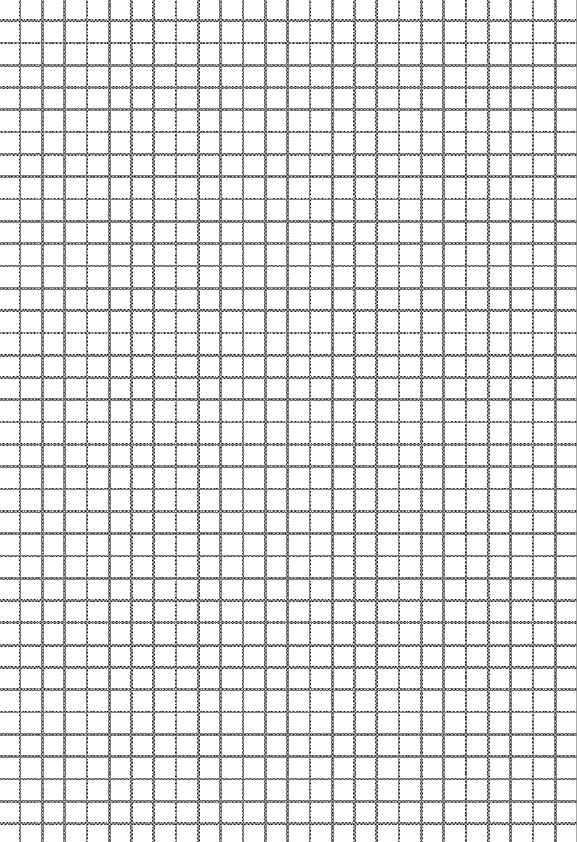
※売買物件において、抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項欄へ記載してください。

その他、特に記載すべき事項やアピールしたい事項がある場合も、特記事項欄へ記載してください。

※以下役場で記載

地域・地区	☐ 都市計画区域（内・外） ☐ 用途地域（ 地域） ☐ 指定なし			
	地 区	区 （組）	通 学 区	小学校通学区
主要施設への距離	（ ）駅	k m	（ ）	k m
	町 役 場	k m	病 院	k m
	保 育 園	k m	小 学 校	k m
	中 学 校	k m	ス ー パ ー	k m

受 付	年 月 日	現地確認	年 月 日	登 録 日	年 月 日
登録抹消	年 月 日	抹消事由	☐ 契約成立 ☐ 登録取消 ☐ その他（ ）		
媒介業者	（業者名）		（担当者名）		
	（住 所）		（電 話）		

	【1階】																					【2階】																				
	間取り  間取り 																																									
外観、内観の写真																																										

※別紙での添付可

(様式第2号の2) (第4条関係)

白馬村空き家・空き地バンク登録カード（空き地用） 1		登録番号		※太枠内の該当する□欄にチェック及び文字・数字等をご記入ください。	
物件所在地		白馬村 番地			
希望種別		☐ 売却	希望価格	万円	☐ 賃貸
					希望賃貸料
					円/月
土地概要	面 積	(m ² 坪)			
	地 目				
	現 況	☐ 空き地 (年頃から) ☐ その他 ()			
設備・権利の状況	水道本管	☐ 前面道路隣接 (本管口径) ☐ 無 (本管までの距離)			
	水道引込	☐ 有 (口径) ☐ 無			
	污水处理	☐ 公共下水道 ☐ 農業集落排水 ☐ 合併浄化槽 ☐ その他 ()			
	污水管引込	☐ 有 (口径) ☐ 無			
	構造物	☐ 有 (口径) ☐ 無			
	抵当権等権利	☐ 有 () ☐ 無			
	その他/特記事項				
※特に記載すべき事項やアピールしたい事項がある場合も、特記事項欄へ記載してください。					
※以下役場で記載					
地域・地区	☐ 都市計画区域 (内 ・ 外) ☐ 用途地域 (地域) ☐ 指定なし				
	地 区	区 (組)	通 学 区	小学校通学区	
法令の規制	☐ 砂防法 ☐ 急傾斜地 ☐ 土砂災害防止法 ☐ その他 ()				
	建 蔽 率	%	容 積 率	%	
主要施設への距離	() 駅	k m	()	k m	
	町 役 場	k m	病 院	k m	
	保 育 園	k m	小 学 校	k m	
	中 学 校	k m	ス ー パ ー	k m	
受 付	年 月 日	現地確認	年 月 日	登 録 日	年 月 日
登録抹消	年 月 日	抹消事由	☐ 契約成立 ☐ 登録取消 ☐ その他 ()		
媒介業者	(業者名)			(担当者名)	
	(住 所)			(電 話)	

土地の
形状図※測量図
があれば
添付して
ください。土地の
写真

※別紙での添付可

(様式第3号) (第6条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

申込者 住 所
氏 名
電話番号

白馬村空き家・空き地バンク登録事項変更届

白馬村空き家・空き地バンク制度実施要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号 : 第 号
- 2 変更内容 : 様式第2号の による

※1:「様式第2号の1」又は「様式第2号の2」へ、登録番号及び変更箇所を記載して提出してください。

※2: 必要に応じて変更事項がわかる書類を添付してください。

(様式第4号) (第7条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

申込者 住 所
氏 名
電話番号

白馬村空き家・空き地バンク登録抹消届

白馬村空き家・空き地バンクの登録を抹消したいので、白馬村空き家・空き地バンク制度実施要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号 : 第 号

2 抹消理由 :

--

年 月 日

白馬村長 宛

申請者氏名 _____

白馬村空き家・空き地バンク利用申込書

白馬村空き家・空き地バンクを利用したいので、下記のとおり申し込みます。

空き家及び空き地の利用に際しては、白馬村空き家・空き地バンク制度要綱第8条の規定を理解し、空き家又は空き地に建築した住宅に定住し又は定期的に滞在し、白馬村の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活するよう努めます。

記

(希望空き家の) 登録番号	
申請者住所	〒
電話番号	
日中の連絡先 (*)	
ファックス (※該当がある場合のみ)	
メールアドレス (*)	
生年月日	
家族構成 (入居予定者の続柄、年齢、 職業を記入)	
利用目的 (*)	☐ 定住 ☐ 村内転居 ☐ Uターン ☐ その他

・「(*)」の項目は必ず記入してください

(留意事項)

- 1 白馬村は、空き家及び空き地の情報の提供を行います。が、物件の売買及び賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介は行いません。
- 2 提供される空き家及び空き地に係る情報は、空き家及び空き地を利用する目的に限って使用するものとし、第三者への提供は認められません。
- 3 空き家・空き地バンク利用申込に関する情報は、登録者又は媒介者へ提供する目的以外に利用しません。